

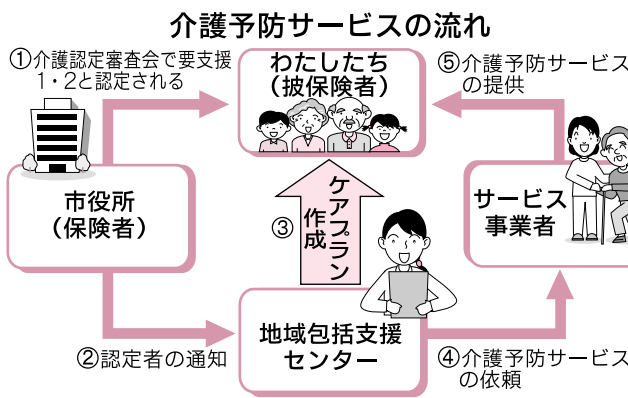
要支援者は介護予防サービスを利用できます

4月1日から介護保険制度が改正

4月1日から介護保険制度が改正されました。さまざまなサービスを行っている在宅介護支援センターは、地域包括支援センターと名称変更し、保健師等が中心

となつて介護予防に関する管理・指導など高齢者の総合的な支援を行います(上図参照)。

また、介護認定審査会で要支援1または2と認定された方は、地域包括支援センターで作成したケアプランに基づき介護予防サービスを利用することが出来ます。



現在、自立している方は介護予防事業に参加
現在では自立していても、支援・介護が必要となることが見込まれる方は、自立を維持するための介護予防事業に参加できます。

介護予防サービスの種類(居宅サービス)

通所サービス	①通所介護(デイサービス) 日常生活上の支援や生活行為向上の支援を行うほか、利用者の目標に合わせた選択的サービスを行います。なお、この選択的サービスに「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」に関するプログラムが加わりました。 ②通所リハビリテーション(デイケア) 日常生活上の支援や生活向上の支援、リハビリテーションを行うほか、利用者の目標に合わせた選択的サービスを行います。
短期入所サービス(デイケア)	①短期入所生活介護 ②短期入所療養介護 福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。
訪問サービス	①訪問介護(ホームヘルプサービス) 利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援等が受けられない場合にホームヘルパーがサービスを行います。 ②訪問入浴介護 居室に浴室がない場合や、感染症等の理由から他の施設での入浴が困難な場合等に限定して提供されます。 ③訪問看護 疾患等を抱えている人について、看護師が居室を訪問し介護予防を目的とした療養上の世話等を行います。 ④訪問リハビリテーション 居室での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士等がリハビリテーションを行います。 ⑤居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居室を訪問し介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。
その他	①特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。 ②福祉用具販売 介護予防に役立つ入浴や排せつ等に使用する福祉用具を販売します。 ③福祉用具貸与 介護予防に役立つ福祉用具の貸与を行います。 ④住宅改修費支給 手すりの取り付けや段差の解消等の住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。

市内在住60歳以上の方を対象に、高齢者趣味の教室を開催します。初めて受講する方を優先し、定員を超えた場合は抽選。
【水彩画教室】
静物や花などを描きます。

高齢者趣味の教室 2教室で受講者募集

屋外写生会も予定しています。

▽日程 5月8日～7月10日の毎月曜(全10回)

▽時間 午後1時30分～3時30分

▽会場 総合福祉会館

▽定員 20人

▽費用 2800円(教材代)

▽講師 第一美術協会 員・中野百合子氏。

【俳句教室】
俳句の心を簡素な画で、自由・軽妙な筆致で表現してみませんか。

▽日程 5月10日～6月7日の毎水曜(全5回)

▽午後1時30分～3時30分

▽会場 総合福祉会館

▽定員 20人

▽費用 1000円(教材代)

▽講師 全日本積穂俳画協会講師・木村緑穂氏。

◇要介護者は現行どおりのサービス利用
この制度改正後も、要介護1～5に認定されている方は、これまでと同様に介護サービスを受けることができます。

高年齢福祉課介護保険担当。

市政の現場から

現在、国は、自らの改革の一環として三位一体改革を進め、制度面の地方分権に次ぐ税財源の地方分権を進めています。

これに伴い、地方自治体もまた改革を迫られており、総務省は「助言」という形で事実上各種改革を求めています。

総務省が求めている改革は、地方公営企業の健全化、地域協働の推

改革のスピード

今後も逐次国から改革の要求があると思いが、市としてはこれに呼応するとともに、市独自の行財政改革を進めていきます。

市の行財政改革の大きな目標は、地方分権体制下における行財政の自立、より小さくて効率的な地方政府の実現や少子高齢化社会への対応などです。

それらに向けて私が就任以来進めてきた主な改革は、えびな夢科の廃

止、土地開発公社の債務解消、株式会社海老名共済サービスの解散、基金の再編成、指定管理者制度や外部評価制度の導入、人件費の削減などです。

これらのほかにも数々の改革を

市長 内野 優

介護予防サービスに関する相談・受付窓口 ※指定地区以外でも受付できます

名称	地区	受付日時
高齢福祉課介護保険担当 (市役所1階) 勝瀬175-1 ☎231-2111	全地区	月～金曜 午前8時30分～午後5時
海老名東地域包括支援センター 東柏ケ谷3-5-1 ウェルストーン 相模野102号 ☎292-1411	柏ケ谷、東柏ケ谷、望地	
海老名北地域包括支援センター (中心荘第一老人ホーム内) 上今泉4-7-1 ☎231-7152	上郷、下今泉、上今泉	
海老名中央地域包括支援センター (老人保健施設アゼリア内) 河原口1357-1 ☎234-2973	勝瀬、中央、国分南、国分北	
さつき町地域包括支援センター (海老名市医療センター内) さつき町41 ☎234-7226	中新田、さつき町、河原口、杜家	
国分寺台地域包括支援センター (国分寺台ケアセンター内) 国分寺台2-10-23 ☎233-8881	大谷、国分寺台、浜田町	
海老名南地域包括支援センター (えびな南高齢者施設内) 杉久保2271-7 ☎238-7681	中河内、中野、今里、上河内、杉久保、本郷、門沢橋	

OB会による ミニ演奏会を開催

市では、高齢者趣味の教室OB会によるハーモニカとウクレレのミニ演奏会を開催します。ぜひご鑑賞ください。

▽日時 4月3日(月)、10日(月)、12日(水)、13日(木)の午後0時15分～1時※12日のみウクレレ、その他はハーモニカ

▽会場 市役所1階エントランスホール。

高年齢福祉課高齢者支援担当。



「便利です!」えびな安全・安心メールサービス
登録アドレス:epina@epina.jp
登録メールアドレスを返信しては、市ホームページまたは市生活室へ